

令和2年12月1日
総務部総務課

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例について

1 関係条例の整理に関する条例について

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の施行により延滞金の割合の見直しが行われることに伴い、地方税法に準じて延滞金の割合を定めている条例については規定整備が必要となることから、「関係条例の整理に関する条例」の本則で条建てにより、関係条例の一部改正を行うものである。

2 改正対象条例

- 第1条 江東区清掃リサイクル条例
- 第2条 江東区国民健康保険条例
- 第3条 江東区後期高齢者医療に関する条例
- 第4条 江東区介護保険条例

3 条例の概要

各条例における延滞金の割合の特例に関する規定について、延滞金を算出する際に用いる割合の名称を「特例基準割合」から「延滞金特例基準割合」に変更する。

4 新旧対照表

2ページから5ページのとおり

5 施行日

令和3年1月1日

江東区清掃リサイクル条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～5 (略)</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>6 当分の間、第57条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>	<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～5 (略)</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>6 当分の間、第57条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>(<u>平均貸付割合</u>(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する<u>平均貸付割合</u>をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年</u>における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の江東区清掃リサイクル条例附則第6項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。</p>

江東区国民健康保険条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>本則 (略)</p> <p>付 則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第2条 当分の間、第23条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合)</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>第3条～第10条 (略)</p>	<p>本則 (略)</p> <p>付 則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第2条 当分の間、第23条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>第3条～第10条 (略)</p> <p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の江東区国民健康保険条例付則第2条の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。</p>

江東区後期高齢者医療に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第3条 当分の間、第6条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>	<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第3条 当分の間、第6条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>(<u>平均貸付割合</u>(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する<u>平均貸付割合</u>をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の江東区後期高齢者医療に関する条例附則第3条の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。</p>

江東区介護保険条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第7条 当分の間、第11条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合)</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>第8条・第9条 (略)</p>	<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>第7条 当分の間、第11条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>第8条・第9条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の江東区介護保険条例附則第7条の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。</p>